

## 質問書に対する回答について

調査等名）上信越自動車道 屋代スマートIC路線測量

No.	質問事項	回答
1	<p>「特記仕様書:第2章 業務細部に関する事項」  「2-3 三次元点群測量」、「2-3-1 UAV 写真点群測量」</p> <p>「UAV 写真点群測量」について、準則では「レベル250」までしか制度を定めていないため、規程上「レベル200」の対応は出来ないと考えています。特記仕様書に記載のある「レベル200」の測量についての見解を頂けますでしょうか？</p>	<p>「特記仕様書:2-4 地形測量 2-4-1 詳細測量」については、「2-3 三次元点群測量」と「別業務」であります。ご質問の「レベル200」の測量について、「詳細測量」については「UAV 写真点群測量」での実施を考えておりません。</p>
2	<p>「特記仕様書:第2章 業務細部に関する事項」  「2-3 三次元点群測量」、「2-3-1 UAV 写真点群測量」</p> <p>作業範囲が現状の高速に追加で作るスマートICのため、写真からの点群のための高ラップ撮影が出来ないと考えています。  測量手法について見解を頂けますでしょうか？</p>	<p>「UAV 写真点群測量」について、計測地の状況や現地確認結果により、作業が困難な場合や追加で作業が生じた場合は、別途、「協議の対象」と考えております。</p>
3	<p>「特記仕様書:第2章 業務細部に関する事項」  「2-4 地形測量」、「2-4-1 詳細測量」</p> <p>詳細測量範囲について、現状の高速を横断する範囲となっていますが、高速道路の施設内も測量するのでしょうか？</p>	<p>「特記仕様書:2-4-1 詳細測量」では、高速道路本線施設内の測量は、「中心線測量を想定」しています。</p>